

くらしの情報

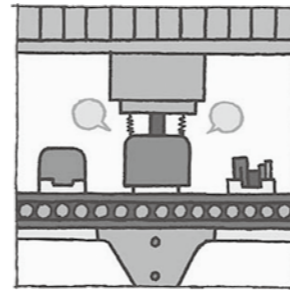
事業主の皆さん 償却資産の申告は 2月2日(月)までに

毎年1月1日現在で、事業のために使用している機械などの償却資産は固定資産税の課税対象になります。該当する事業者の方は、資産の多少にかかわらず、2月2日(月)までに申告書を税務課へ提出してください。

また、平成20年度の税制改正で機械および装置を中心に資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。既存資産の中にも耐用年数が変わるものがありますので、該当資産の変更後の耐用年数を申告していただく必要があります。

なお、平成20年中に新規に事業を始められた方などで、申告書が必要な方はご連絡ください。

▼問合せ先 税務課資産税担当 (内線236)



取り壊した建物は ありませんか?

平成20年中に取り壊した建物は、固定資産課税台帳から削除しなければなりません。取り壊したにもかかわらず、来年度も課税されることとなりますので、手続きをお願いいたします。

なお、届出に基づいて、現地を確認させていただきますのでご協力ください。

●納税者の住所、氏名
●建物の所在地
●建物の内容(用途、構造、面積、取り壊し月日など)
▼問合せ・連絡先 税務課資産税担当 (内線236)

危険物取扱者試験 (第3回)のご案内

種類 乙種全類・丙種
とき 2月8日(日)
ところ 富山工業高校
願書受付期間 12月8日(月)～19日(金)
願書申請先 (財)消防試験研究センター 富山県支部
▼問合せ先 市消防本部予防課危険物担当 (☎475-0180)

12月4日～10日は 「人権週間」

《世界人権宣言60周年》
育てよう

一人一人の 人権意識
「思いやりの心・かけがえのない命を大切に」

毎日の生活の中で困りのことや悩み事があるときは、お近くの人権擁護委員または富山地方支局魚津支局に、お気軽にご相談ください。
富山地方支局魚津支局 魚津市本町1丁目3番2号
電話相談

●人権相談 (☎0765-22-0461)
●子どもの人権110番 (0120-007-110)
●女性の人権ホットライン (☎441-0658)
市内の人権擁護委員(敬省略)



狩猟講習会・狩猟 免許試験のご案内

県では将来の狩猟の担い手確保のため、狩猟免許試験を年2回行っています。

●初心者狩猟講習会

とき 2月21日(出)・22日(日)
午前9時～午後4時
ところ 県民会館
受講料 5,000円(テキスト代含)
申込期限 2月13日(金)まで
申込み先 富山県猟友会事務局
〒930-0096
富山市舟橋北町4番19号
(☎441-6150)

●狩猟免許試験

とき 2月27日(金)
午前10時～午後4時
ところ 県民会館
手数料 5,300円または4,000円(狩猟免許試験一部免除者)
申込期限 2月17日(火)まで
申込み先 県自然保護課
〒930-8501
富山市新総曲輪1番7号
(☎444-3397)

▼問合せ先 農林課 (内線353)

水道管にも凍結対策を

これからますます寒さが厳しくなると、水道管が凍ったり破裂することがあります。水道管が次のようなところにある場合は、水道管の防寒をしましょう。

- 風当たりの強い戸外にある
- 北向きで日陰にある
- 地上に露出している

○水道管の防寒方法
水道管が露出しているようなところは、発泡スチロールなどの保温材を巻き、さらにビニールテープを巻いて水が入らないようにして防寒をしましょう。

○水道管が破裂したとき
凍った部分にタオルなどをかけ、上からぬるま湯をゆっくりかけてください。急に熱い湯をかけると、水道管や蛇口にひびが入る場合がありますので注意してください。

○水道管が破裂したときは、止水栓を締めて水を止め、市指定業者に修理を依頼してください。また、破裂事故に備えて、お宅の止水栓の位置を確かめておきましょう。
※ほとんどのお宅の止水栓は水道メーターと同じ場所に



製造事業所の皆さまへ 統計調査にご協力ください

平成20年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施にあたっては、本年12月から来月1月にかけて調査員がお伺いします。なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省
富山県
滑川市

災害情報配信サービス

気象情報などの防災関連情報や市内で発生した火災情報を24時間、メールでお届けします!

ご希望の場合は、事前配信登録が必要です。市のホームページ、もしくは右のQRコードからモバイルページ(携帯版ホームページ)にアクセスして配信登録をしてください。



問合せ先 総務課 (内線212)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (12月10日～16日)

北朝鮮当局による人権侵害問題(拉致問題)に関する認識を深めていただくとともに、国際社会と連携しながら当該問題の実態を解明し、人権侵害の抑止を図ることを目的として、12月10日から16日までの期間を、『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』としています。

市民の皆さまには、この機会に北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期帰国に向けた各種取り組みにご理解をお願いします。

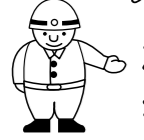
常設展示場(ショッピングセンターエール内) 年中無休 24時間受付

安心して
まわりの配管屋さん



富山県全域上下水道工事指定店
水まわり・増改築のパートナー

システム事業部開設!
パソコンでお困りの方
お気軽にご相談ください。



株式会社 石倉設備工業



広告

滑川市浜四ツ屋175 ☎0120-38-3806 TEL(076)476-0390 FAX(076)475-9067



広報に広告掲載してみませんか?

市では、広報紙に有料広告の掲載を希望される広告主を募集しています。

掲載位置 5段書きの最下段

大きさ ①縦46ミリ×横84ミリ(1段の半分)
②縦46ミリ×横172ミリ(1段全部)

広告料 1掲載号につき①8,000円 ②15,000円

申込受付 随時(ただし先着順)

申込み・問合せ先 企画情報課(内線223)

実寸大
縦46ミリ×横84ミリ
月額8,000円